

医薬品マスターの改定について

今般、平成 2 8 年度診療報酬改定に伴う薬価基準改定により、下記のとおり医薬品マスターを公表しましたのでお知らせします。

記

1 収載医薬品

総 数	2 0 , 6 1 5 コード
内 用 薬	1 2 , 9 9 9 コード
注 射 薬	4 , 7 3 6 コード
外 用 薬	2 , 8 4 6 コード
歯 科 用 薬 剤	2 6 コード
レセプト電算処理システム 計算専用コード	8 コード

- (1) 上記収載医薬品のうち、経過措置年月日を「20160930」に設定した医薬品コード（61コード）
- (2) 上記収載医薬品のうち、経過措置年月日を「20170331」に設定した医薬品コード（114コード）
- (3) 医薬品マスターに新規収載した医薬品コード（65コード）
- (4) 医薬品マスターから廃止した医薬品コード（520コード）

2 商品名医薬品コードの新設及び廃止

別添をご参照願います。

3 留意事項

- (1) 「表面麻酔薬（OA）」及び「歯又は顎単位に使用する特定薬剤」に係る医薬品コードは、改めて公表する予定です。
- (2) 輸血用血液製剤（解凍人赤血球液を除く。）につきましては、今回の改定から、輸血料の算定において基準となる容量を「項番 2 1：注射容量」に設定しています。